

競争政策研究センター共同研究
「独占禁止法違反行為の端緒探知ツールとしての
スクリーニング手法に関する研究」報告書¹（概要）

平成28年6月24日
公正取引委員会事務総局
競争政策研究センター

1 背景（報告書「はじめに」）

本研究は、①スクリーニング手法に係る学術研究の調査や諸外国の競争当局の活用事例の収集等を通じて、スクリーニング手法の種類及びその特徴について把握すること、②我が国で独占禁止法上問題となった事例を材料として、各スクリーニング手法を用いてシミュレーションを実施し、その有効性について検証を行うことを目的とするもの。

2 スクリーニング手法の定義等（第1章）

本研究が対象とするスクリーニング手法を「主に一般的に入手可能なデータを用いて統計的に分析を行うことにより、談合、カルテル等の競争法違反行為の端緒として、そのような行為の主体や違反被疑行為の特定を目的とする手法」として定義するとともに、目的に即して産業のスクリーニング手法、市場のスクリーニング手法及び企業のスクリーニング手法の三種類に整理した。

3 スクリーニング手法の活用の背景や事例等（第2章）

- ・ 競争当局におけるスクリーニング手法の利用は、リニエンシー申請の見込みがないような安定的なカルテルを含め、カルテルが疑われる事案をデータから統計的に絞り込むことを可能にするという意義がある。
- ・ 併せて、カルテルの摘発リスクを高めることによりリニエンシー申請のインセンティブ向上に資する。
- ・ 加えて、事業者における内部監査も、リスクを探知するという点でスクリーニング手法と親和性があり、スクリーニング手法の考え方を応用できる可能性が示唆された。
- ・ 諸外国においては、メキシコやスウェーデンのようにスクリーニングによりカルテルの探知が可能となった事例もあるものの、米国（司法省）のように明示的にスクリーニングの有効性を疑問視する当局もあり、国際的にコンセンサスのあるベストプラクティスは存在しない。

¹ 本共同研究報告書の執筆者は、武田邦宣氏（大阪大学大学院法学研究科教授・平成27年度 CPRC 主任研究官）、中林純氏（近畿大学経済学部准教授・平成27年度 CPRC 主任研究官）、西脇雅人氏（早稲田大学高等研究所准教授・平成27年度 CPRC 客員研究員）ほか。報告書本体は <http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.files/cr-0116.pdf> を参照。

4 様々なスクリーニング手法の適用（第3章）

- ・ 産業のスクリーニング，市場のスクリーニング及び企業のスクリーニングについて，シミュレーションを実施。

- ・ **産業のスクリーニング**²：

工業統計表（経済産業省）及び産業連関表（総務省）のデータ²を基に，労働生産性成長率，有形固定資産出荷額比率³，上位3社集中度，広告比率等の10指標を，産業分類（小分類）ごとに算出し，競争状況が活発でない⁴と推測される上位10産業を抽出。

また，個別指標を加重平均した統合指標を用いて同様のスクリーニングを実施した⁴。これらの結果と同期間に公正取引委員会に摘発されたカルテルの件数（産業別）を対照させた。

分析の結果，上位10産業にカルテル（平成22年度からの5年間）が摘発された産業を含む指標もあったものの，違反行為のある産業を抽出する道具としての有用性は低い可能性がある⁵。

- ・ **市場のスクリーニング**⁶：

カルテル形成時期はそうではない時期と比べて，特定の時点における事業者の市場シェアの散らばりが小さくなったり，シェアが安定的に推移することがあるとされている。これを踏まえ，セメント産業について，公刊の業界誌掲載の企業別，県別（中国地方を題材）の事業者シェアに関するデータから，昭和58年度からの9年間⁶について時系列変化を検証するスクリーニングを実施。

この結果，昭和60年，昭和61年及び昭和62年の3年間の標準偏差が他期間に比べて低いことが示された。当該3年間はカルテル期間の6年間に含まれており，カルテルの半分の期間についてスクリーニングによる検知が可能であった。

- ・ **企業のスクリーニング**⁷：

一般的に，入札参加企業は，入札対象の工事費用に関する自社の見積りに応じて，応札額を決定する（工事費用が高い場合は，入札額も高い）。他方，談合をしている場合，落札予定者以外に入札参加者は費用を勘案しない偽装的な入札を行う可能性がある。これらを仮定し，四国地方整備局（旧建設省部門）の入札データ（平成13年度から6年間）に基づいて，スクリーニングを実施。

この結果，第一に，談合の疑いのある企業群⁷（談合被疑グループ）が参加した入札では入札価格と企業ごとに推計された費用との相関は確認できなかったが，

² 工業統計表については平成20年から平成24年のデータ（工業統計調査が行われていない平成23年を除く。）を，産業連関表については平成23年のデータを使用した。

³ 事業上の必要な資産が大きい産業は相対的に参入が困難となるため，参入障壁の指標とした。

⁴ 10指標のうち，別の指標との相関係数が高い3指標を除外し，7指標を使用して統合指標を計算した。

⁵ ただし，各指標の結果は，それらの産業で競争が不活発である可能性を示唆するものであり，カルテル摘発例のある産業がないことで指標の有用性が低下するものではない。

⁶ このうち，昭和58年4月に公正取引委員会がカルテルの摘発を行っていることから，同年は競争的な行動がとられているベンチマーク期間と考えることができる。また，平成2年にもカルテルが摘発され，昭和60年から平成2年まで間のカルテルが認定されている。

⁷ 本シミュレーションにおいては，平成24年に公正取引委員会が摘発した談合事件（「国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について」（平成24年10月17日）参照）の違反行為者であった企業をいう。

それ以外の入札（競争的と仮定した入札）では入札価格と費用との有意な相関が確認できた。

次に、入札順位に関しては、談合被疑グループが参加した入札において、入札順位1位の企業と2位以下の企業との間で、入札順位と推計費用との相関のパターンが異なり、2位以下の企業は費用を考慮しない入札をしていることが示唆された。しかし、談合被疑グループが参加していない入札（競争的と仮定した入札）についても同様の結果が示された。これは、談合被疑グループ以外の企業も多くの企業が談合を行っている可能性も示唆されるものである。

・ スクリーニングのシミュレーションの小括：

上記の3つシミュレーションの結果、我が国においても、既存のデータを用いてスクリーニングを実行可能であること及びそれを実行する際の課題が確認できた。具体的には、取り分け、データに係る示唆として、産業のスクリーニングについては非製造業や輸入のデータの不足、市場のスクリーニングについては費用データ等の入手による精緻化の可能性、入札のスクリーニングについては発注機関におけるデータの保存期間等による課題が指摘された。

5 競争当局における活用の課題・留意点等（第4章、おわりに）

- ・ スクリーニング手法の利用については、国際的に認められたベストプラクティスは存在せず、具体的な目的、他の端緒探知手段を含めた効果、データの入手手段、実施体制等といった国ごとの状況に応じた検討が必要。
- ・ 我が国に関しては、申告等によって一定の端緒情報が存在するカルテルについて、カルテル被疑行為の範囲や違反被疑事業者の特定を目的として市場のスクリーニングや企業のスクリーニングを実施することの意義が確認されたほか、データの入手や手法の公開についての論点が示された。
- ・ 我が国におけるスクリーニング手法の高度化に当たっては、本研究で整理した手法や事例、シミュレーション結果等が一助となれば幸いである。